

## 「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、印西市（以下「市」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領におけるデザインは、別図1と別図2のとおりとする。

### (権利)

第3条 デザインに関する著作権は、市に属する。

### (使用の申請)

第4条 デザインを使用する場合は、あらかじめ「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 デザインの使用期間は、市長が使用を承認した日から使用を承認した日の属する年度の末日までを限度として市長が決定する。

3 使用者は、申請の内容に変更が生じたときには、再度申請書を提出しなければならない。

4 使用者は、デザインを使用しなくなったときは、その旨を市に申し出なければならない。

### (使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治家等の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が使用について不適當であると認めたとき。

### (使用の承認)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときはデザイン使用承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときはデザイン使用不

承認通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、デザイン等の使用について、条件を付することができる。

#### （遵守事項）

第7条 デザインの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守し適正に使用しなければならない。

- （1）申請書に記載した目的、方法で使用すること。また、当該使用に係る完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。
- （2）デザインの一部を使用したり、色や縦横比率の変更、組み方の変更、新たなイラスト付加など、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
- （3）第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （4）商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- （5）その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

#### （使用差し止め等）

第8条 市は、デザインの使用がこの要領に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の改善を求め、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、市の有する権利を行使することとする。

- （1）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2）市のイメージ、品位、信用を損なうおそれがある場合
- （3）第三者の利益を害するおそれがある場合
- （4）特定の政治家等の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- （6）事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用し、又はそのおそれがある場合。
- （7）デザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- （8）その他市長が適切でないと認める場合

#### （経費等の負担）

第9条 市は、この要領による使用の申請に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

#### （責任の所在）

第10条 市は、デザインの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 デザイン等の使用料は、市のPRを目的としているため無料とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年11月26日から施行する。

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)



様式第1号（第4条関係）

「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン  
使用申請書

年 月 日

（あて先）印西市長

申請者 住所  
団体名  
氏名（代表者名）

「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」のデザインを使用したく、  
「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用要領第4条の  
規定により下記のとおり申請します。

なお、同要領に違反した場合、承認の取消しを受けても異議を申し立てません。

記

|          |   |  |       |  |
|----------|---|--|-------|--|
| 1 使用目的   |   |  |       |  |
| 2 使用方法   |   |  |       |  |
| 3 使用期間   | 年 月 日 ～                                       |  | 年 月 日 |  |
| 4 その他    |   |  |       |  |
| 5 担当者連絡先 | 氏名  |  | 所属    |  |
|          | 電話  |  | F A X |  |
|          | メールアドレス                                       |  |       |  |
| 6 添付書類   | (1) デザイン使用見本<br>(2) 申請者の概要書<br>(3) その他参考になるもの |  |       |  |

様式第2号（第6条関係）

「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」

デザイン使用承認通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請があった「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用申請については、下記のとおり承認しましたので、「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用要領第6条第1項の規定により通知します。

記

|        |               |
|--------|---------------|
| 1 使用目的 |               |
| 2 使用方法 |               |
| 3 作成数量 |               |
| 4 使用期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 5 許可番号 |               |
| 6 その他  |               |

様式第3号（第6条関係）

「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」

デザイン使用不承認通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請があった「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用申請については、下記により承認できませんので、「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用要領第6条第1項の規定により通知します。

記

|          |  |
|----------|--|
| 1 使用目的   |  |
| 2 不承認の理由 |  |